解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

財団法人沖縄県水源基金

代表清算人　謝花喜一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県黒川郡大郷町石原字舘二〇番地、最後の住所宮城県黒川郡大郷町粕川字新榎町一九番地の一　被相続人　亡　千坂　定一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三十日

仙台市泉区八乙女三丁目八番地の四朝日プラザ八乙女ロイヤルクレスト五〇二

相続財産管理人　小谷　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県新庄市大字仁間三三番地、最後の住所山形県新庄市末広町一一番六〇号

被相続人　亡　本間　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三十日

山形県新庄市沖の町四番三六号　弁護士法人手塚橋本法律事務所　新庄事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　一馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

山形県西村山郡朝日町大字太郎一三七番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　長岡　周眞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三十日

山形市旅篭町二丁目二番二六号庄司ビル五階　相続財産管理人　弁護士　宇野　和娘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市並榎町一八九番地二、最後の住所群馬県高崎市京目町七八四番地ケアハウス京目

被相続人　亡　齋藤とよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三十日

群馬県前橋市総社町総社一三八六番地三

相続財産管理人　司法書士　吉越　久幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市大字平方一九八七番地一七、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　伊藤喜久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三十日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二―三七二

市野屋ビル四階

相続財産管理人弁護士　永田　都嘉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市長谷二丁目七六番地、最後の住所横浜市栄区笠間一丁目一一番一二―一〇三号

被相続人　亡　原　和紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三十日

横浜市中区南仲通一丁目六番関内ＮＳビル二階　横浜関内法律事務所

相続財産管理人　弁護士　庄司　道弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市保土ケ谷区宮田町一丁目一四番地二、最後の住所横浜市保土ケ谷区宮田町一丁目一四番地の二　被相続人　亡　柏﨑　重利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三十日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル七階

相続財産管理人　弁護士　延命　政之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区小針三丁目一八番、最後の住所新潟県新潟市西区小針三丁目一八番一五号　被相続人　亡　小西　七司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三十日

事務所新潟市中央区弁天三丁目一番一五号トーカンマンション第三万代三〇一号

相続財産管理人　弁護士　野口　祐郁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県河北郡内灘町字向粟崎二丁目二二七番地、最後の住所石川県河北郡内灘町字大学一丁目五番地一夕陽ケ丘苑

被相続人　亡　小松キミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三十日

石川県金沢市荒屋町ロ一五番地四、事務所石川県金沢市新神田四丁目四番一五号中屋司法書士事務所

相続財産管理人　中屋　薫美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市松原一二三三番地、最後の住所浜松市西区篠原町一八三四五番地の二八養護老人ホーム篠原ケアホーム

被相続人　亡　原田多計志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三十日

浜松市中区鴨江三丁目四八番二一号

相続財産管理人　村松　敦之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡阿久比町大字白沢字ミノカケ一〇番地二五、最後の住所愛知県知多郡阿久比町大字白沢字北天神脇三八番地一レオパレス白沢一一一号　被相続人　亡　竹内　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三十日

名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア七階Ｓ七アール・イー綜合法律事務所　相続財産管理人　岩城　善之

第９期決算公告

平成25年4月30日

東京都中央区八重洲一丁目２番１号

株式会社ジェイバード・アセット・ファンディング

代表取締役　内山**隆**太郎

貸借対照表の要旨　（平成24年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,779,100	流動負債	6,200,997
固定資産	3,422,000	株主資本	103
		資本金	10,000
		利益剰余金	△9,897
		その他利益剰余金	△9,897
		（うち当期純損失）	(2,360)
資産合計	6,201,100	負債・純資産合計	6,201,100